

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年7月17日（令和7年（行情）諮詢第823号）

答申日：令和8年1月28日（令和7年度（行情）答申第854号）

事件名：「「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」運用上の留意事項について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」運用上の留意事項について（通達）（海幕運第1161号。30.11.19）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を開示とした決定について、諮詢序がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年10月21日付け防官文第8914号及び令和2年12月3日付け同第19331号により防衛大臣（以下「処分序」又は「諮詢序」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア ないしエ （略）

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 及びキ （略）

(3) 意見書

意見：Code for Unplanned Encounters at Sea (CUES) は公表されている。

本件対象文書のうち添付文書2「Code for Unplanned Encounters at Sea (CUES)」はVers

ion 1.0 と Version 2 が存在しており、以下の通り公表されている。

従って添付文書：2 とその邦訳である添付文書 3 は開示可能である。

Version 1.0 URL (略)

Version 2 URL (略)

第3 紹問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「海幕運第1161号（H30.11.5）。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年10月21日付け防官文第8914号により、本件対象文書のかがみのみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和2年12月3日付け同第19331号により、本件対象文書のかがみを除く部分について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件紹問に当たっては、それらの審査請求を併合し紹問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への紹問を行うまでに約5年8か月及び約4年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、紹問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。本件審査請求を受け、本件対象文書の同条該当性を改めて検討した結果、別表2に掲げる不開示部分については同条3号に該当せず、開示することとするが、そのほかの部分については、原処分のとおり同条3号に該当するため不開示を維持することとする。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障がない部分について開示を求めるが、上記2のとおり、本件対象文書の法5条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分のうち一部を開示することとするが、そのほかの部分については、同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものである。

(2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏

まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

(3) 以上のことから、上記2及び上記(1)のとおり、不開示とした部分の一部を開示することとするが、審査請求人のその他の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年7月17日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月2日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同月18日 | 審議 |
| ⑤ 令和8年1月22日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分において不開示とされた部分のうち、別表2に掲げる不開示部分については開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は、原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示維持部分には、海上自衛隊における我が国周辺海域における行動基準及び西太平洋海軍シンポジウムで採択された「CUES 「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」 Version 2.0 (2018.10.12)」（以下「CUES」という。）の運用に係る留意事項について具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の行動要領が推察され、海上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別表1（原処分において不開示とした部分及び理由）

不開示とした部分		不開示とした理由
ページ	不開示箇所	
添付書類：1 別紙	5ページ	「2（4）エ 統幕交話要領 との関係」の 本文の一部
		海上自衛隊の我が国周辺 海域における行動基準に關 する情報であり、これを公 にすることにより、海上自 衛隊の行動態様が明らかと なり、自衛隊の任務の効果 的な遂行に支障を及ぼし、 ひいては我が国の安全を害 するおそれがあることか ら、法5条3号に該當する ため不開示とした。
		「2（5）ア 故障が発生し た場合の手 順」の本文の 一部
		CUESの内容が推察さ れる情報であり、これを公 にすることにより、我が國 を含む採択国との間の信頼 關係が損なわれるおそれが あることから、法5条3号 に該當するため不開示とし た。
	6ページ	「2（5）イ 潜水艦との訓 練に関する事 項」の本文の 一部
		海上自衛隊のCUES運 用に係る情報及びCUES の内容が推察される情報で あり、これを公にすること により、海上自衛隊の行動 要領が明らかとなり、自衛 隊の任務の効果的な遂行に 支障を及ぼし、ひいては我 が国の安全を害するおそれ があるとともに、我が國を 含む採択国との間の信頼 關係が損なわれるおそれが あることから、法5条3号に 該當するため不開示とし た。

			た。
	「2（6）ア 原則」の本文 の一部	CUESの内容が推察さ れる情報であり、これを公 にすることにより、我が国 を含む採択国との間の信頼 関係が損なわれるおそれが あることから、法5条3号 に該当するため不開示とし た。	
	6ページな いし8ペー ジ	「3 CUE Sの使用に當 たっての留意 事項」の本文 の一部	海上自衛隊のCUES運 用に係る情報及びCUES の内容が推察される情報で あり、これを公にすること により、海上自衛隊の行動 要領が明らかとなり、自衛 隊の任務の効果的な遂行に 支障を及ぼし、ひいては我 が国の安全を害するおそれ があるとともに、我が国を 含む採択国との間の信頼関 係が損なわれるおそれがあ ることから、法5条3号に 該当するため不開示とし た。
	8ページ	「4 記録等 について」の 本文の一部	洋上で不慮の遭遇をした 場合における採択国海軍の 行動の詳細にかかる内容で あり、これを公にすること により、我が国を含む採択 国との間の信頼関係が損な われるおそれがあることか ら、法5条3号に該当する ため不開示とした。
添付書類：2 CUES「CO D E f o r U N P L A N N E D E N C O U N T E R S a t S E A」 V e r s i o n 2 . 0 (1 2 O c t o b e r 2 0 1 8)	3ページな いし27ペ ージ	全部	洋上で不慮の遭遇をした 場合における採択国海軍の 行動の詳細にかかる内容で あり、これを公にすること により、我が国を含む採択 国との間の信頼関係が損な われるおそれがあることか ら、法5条3号に該当する ため不開示とした。

添付書類：3 C U E S 「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」 V e r s i o n 2 . 0 (和訳版) (2018.10.12)	2ページないし27ページ	全部
--	--------------	----

別表2（諮問庁が開示することとした部分）

ページ	新たに開示する部分
添付書類：1 別紙	5ページ及び 6ページ
	「2 CUESの解説」の 「(5) 安全手順」及び 「(6) 通信手順」の不開 示部分全て
	7ページ
	「3 CUESの使用に当 たっての留意事項 (2) そ の他」の本文1行目の不開 示部分
	8ページ
	「4 記録等について (2)」の不開示部分全て
添付書類：2 CUES 「C ODE f o r U N P L A N N E D E N C O U N T E R S a t S E A」 V e r s i o n 2. 0 (12 Oc t o b e r 2 0 1 8)	3ページない し27ページ
	全て
添付書類：3 CUES 「洋 上で不慮の遭遇をした場合の 行動基準」 V e r s i o n 2. 0 (和訳版) (201 8. 10. 12)	2ページない し27ページ
	全て